高原町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

平成２９年４月１日

ほほえみ館

（趣旨）

第１条　この要綱は、介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）第１１５条の４５の第１項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法及び介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（事業の目的）

第２条　総合事業は、町が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、居宅要支援被保険者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的とする。

（定義）

第３条　この要綱における用語の意義は、法、施行規則、省令及び介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成２７年厚生労働省告示第１９６号）において使用する用語の例による。

（事業の内容）

第４条　町は、総合事業として、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

（１）法第１１５条の４５第１項第１号に規定する第１号事業として、別表の事業区分の欄に掲げる事業（以下「サービス事業」という。）

（２）法第１１５条の４５第１項第２号に規定する第２号事業（以下「一般介護予防事業」という。）として、次に掲げる事業

　　　ア　介護予防把握事業

　　　イ　介護予防普及啓発事業

　　　ウ　地域介護予防活動支援事業

　　　エ　一般介護予防事業評価事業

　　　オ　地域リハビリテーション活動支援事業

（事業の実施方法）

第５条　総合事業は、地域支援事業の実施について（平成１８年６月９日老発０６０９００１号厚生労働省老健局長通知。以下「通知」という。）別記１第２の１の（１）ア（エ）の①の（ａ）から（ｄ）まで（一般介護予防事業にあっては、同（エ）の（ａ）、（ｂ）又は（ｄ）に限る。）のいずれかにより行うものとする。

２　総合事業のうち、訪問型サービス事業及び通所型サービス事業については、指定事業者により実施する。

　（サービス事業に要する費用の額）

第６条　サービス事業のうち訪問型サービス事業及び通所型サービス事業に要する費用の額は、別表の事業区分ごとに別表に定める単位数に別表に定める１単位の単価を乗じて算出するものとする。

２　前項の規定によりサービス事業に要する費用の額を算定した場合において、その額に１円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨て計算するものとする。

　（サービス事業支給費の支給）

第７条　サービス事業支給費のうち訪問型サービス事業及び通所型サービス事業の額は、前条の規定によりサービスの種類ごとに算出されたサービス事業に要する費用の額の１００分の９０（サービス利用者が、法第５９条の２に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同条に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等である場合にあっては、１００分の８０）に相当する額とする。

（支給限度額）

第８条　省令第１４０条の６２の４第２号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成２７年厚生労働省告示第１９７号）に定める様式第１の質問項目の回答が様式第２に掲げるいずれかの基準に該当した者（以下「事業対象者」という。）のサービス事業支給費の支給限度額は、要支援１の介護予防サービス費等の区分支給限度額相当とする。

２　前項の規定にかかわらず、退院直後で集中的にサービス利用することが自立支援につながると考えられるような場合等利用者の状態により、町長が必要と認めた場合は、事業対象者のサービス事業支給費の支給限度額は、要支援２の介護予防サービス費等の区分支給限度額相当とすることができる。

　（利用者負担及び利用料）

第９条　サービス事業のうち、訪問型サービス事業及び通所型サービス事業の利用者は、当該サービスに係るサービス費の額から第７条の規定により支給されるサービス費の額を控除した額を利用料として当該サービスを提供した指定事業者に支払うものとする。

２　総合事業の実施に際し、食事代その他実費が生じるときは、その費用は利用者の負担とする。

　（高額介護予防サービス費等相当事業）

第10条　町長は、通知別記１第２の１の（１）ア（コ）③及び④並びに同（サ）③及び④の例により、高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当以下「高額介護予防サービス等相当事業」という。）を行うものとする。

２　高額介護予防サービス等相当事業における支給要件、支給額その他高額介護予防サービス等相当事業に関して必要な事項は、介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号）第２９条の２の２及び第２９条の３の規定を準用する。

　（指定拒否）

第11条　指定事業者の指定については、事業所が次条に規定する指定基準を満たした場合であっても、当該事業所に係る指定事業者の指定を行うことにより本町のサービス事業の供給量を超過する場合、その他の本町における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に支障が生じるおそれがあると認められる場合においては、当該事業所に係る指定事業者の指定をしないことができる。

　（指定事業者の基準等）

第12条　指定事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、次の各号に掲げる区分に応じて、それそれ当該各号に定める基準に従い、サービス事業を行わなければならない。

（１）訪問型サービス事業　旧指定介護予防サービス等基準に規定する旧介護予防訪問介護に係る基準の例による基準（この場合において、旧指定介護予防サービス等基準第３７条第２項中「２年間」とあるのは「５年間」と読み替えるものとする。）

（２）通所型サービス事業　旧指定介護予防サービス等基準に規定する旧介護予防通所介護に係る基準の例による基準（この場合において、旧指定介護予防サービス等基準第１０６条第２項中「２年間」とあるのは「５年間」と読み替えるものとする。）

２　法１１５条の４５の３第１項の指定に関する手続きは、町長が別に定める。

（介護予防ケアマネジメント）

第13条　介護予防ケアマネジメントは、地域包括支援センターが実施するものとする。なお、あらかじめ町長が認めたときは、介護予防ケアマネジメントの一部を居宅介護支援事業所に委託することができる。

２　介護予防ケアマネジメントを委託する際に要する費用の額は、別表に定める単位数に１単位の単価を乗じて算出した額とする。

（委任）

第14条　この要綱に定めるもののほか、総合事業に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

　この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

別表（第４条、第６条、第１３条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業区分 | 単位数 | １単位の単価 |
| 訪問型サービス事業 | 通知別添１の１に定める単位数 | 厚生労働大臣が定める１単位の単価（平成２７年厚生労働省告示第９３号。以下「単価告示」という。）の規定により１０円に別表第２の１に定める単位数を乗じて得た額とする。 |
| 通所型サービス事業 | 通知別添１の２に定める単位数 | 単価告示の規定により１０円に別表第２の２に定める単位数を乗じて得た額とする。 |
| 介護予防ケアマネジメント | 通知別添１の３に定める単位数 | 単価告示の規定により１０円に別表第２の２に定める単位数を乗じて得た額とする。 |